

学校法人諸規定の整備と運用（第9版）訂正表

（2020年9月3日現在）

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
81	17	※ <u>第 2 号は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となります。</u>	(追加)
138	8	乙が在職中に <u>甲</u> から職務執行の	乙が在職中に <u>学校法人</u> から職務執行の
163	15	職員が <u>理事</u> となったとき… <u>理事</u> 在任期間は	職員が <u>役員</u> となったとき… <u>役員</u> 在任期間は
164	28	<u>次の各号に掲げる在任期間とそれに応じた割合</u>	次に掲げる在任期間の割合
166	6	別表第 1 (第 4 条第 1 項関係)	別表第 1 (第 3 条第 1 項関係)
170	5	第 10 条 ……重大な事実があることを発見したときは、 <u>これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する。</u> 2 前号の報告をするために必要があるときは、 <u>理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。請求をした日から 5 日以内に、その請求をした日から……</u>	第 10 条 ……重大な事実があることを発見したときは、 <u>ただちに理事長に報告し、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。</u> 2 前項による請求をした日から 5 日以内に、その請求をした日から……
	14	<u>当該行為をやめることを請求すること</u>	<u>当該行為を差し止めること</u>
442	15	<u>(3) 前号の規定にかかわらず</u>	<u>(4) 前号の規定にかかわらず</u>
505	13	4 子の看護休暇は、1 日又は時間単位で取得できるものとする。ただし、 <u>業務の性質又は実施体制に照らして時間単位での取得が困難であると認められる業務に従事する職員として労使協定で定められた職員は、時間単位での取得ができないものとする。</u> <u>(削除)</u>	4 子の看護休暇は、1 日又は半日(所定労働時間の 2 分の 1 をいう。)単位で取得できるものとする。ただし、 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、半日単位での取得ができないものとする。</u> <u>(1) 1 日の所定労働時間が 4 時間以下の職員</u> <u>(2) 業務の性質又は実施体制に照らして半日単位の取得が困難であると認められる業務に従事する職員として労使協定で定められた職員</u>
506	10	ウ <u>子の看護休暇は、1 日未満の単位で取得することもできます。</u> 平成 28 年改正では、 <u>1 日の所定労働時間が 4 時間を超える労働者のみ、半日(所定労働時間の 2 分の 1)単位の取得が可能とされましたが、令和元年改正(令 3・1・1 施行)により、対象が全ての労働者へと拡大され、時間単位での取得が可能となりました(同法 16 条の 2 第 2 項、同法施行規則 34 条 1 項)。</u> <u>(削除)</u>	ウ <u>平成 28 年改正により、1 日の所定労働時間が 4 時間を超える労働者について、半日(所定労働時間の 2 分の 1)単位の取得が可能となりました(同法 16 条の 2 第 2 項、同法施行規則 34 条 1 項)。</u> <u>なお、過半数組合又は過半数代表者との書面による協定により、学校法人は、次の事項を定めることができます(同法施行規則 34 条 2 項)。</u> <u>① 書面による協定において定める単位で子の看護休暇を取得することができる職員の範囲</u> <u>② 育児休暇取得の単位となる時間数</u> <u>③ 育児休暇 1 日当たりの時間数</u>

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
506	10	<p><u>子の看護休暇1日の時間数は、1日の所定労働時間数となり、日によって所定労働時間が異なる場合は、1年間における1日平均所定労働時間数となります。なお、これらの時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げることとなります（同法施行規則34条2項）。</u></p> <p><u>例えば、1日の所定労働時間数が7時間30分の場合、時間単位で介護休暇を取得する場合は、「30分」という端数を切り上げて、8時間分の休暇で「1日分」となります。</u></p> <p>また、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、<u>1日未満単位の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する者については、労使協定により1日未満単位の取得申出を拒むことができます（同法16条の3第2項）。</u></p>	<p>また、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、<u>半日単位の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する者については、労使協定により半日単位の取得申出を拒むことができます（同法16条の3第2項）。</u></p>
527	14	<p>5 <u>介護休暇は、1日又は時間単位で取得できるものとする。ただし、業務の性質又は実施体制に照らして時間単位での取得が困難であると認められる業務に従事する職員として労使協定で定められた職員は、時間単位での取得ができないものとする。</u> (削除)</p>	<p>5 <u>介護休暇は、1日又は半日（所定労働時間の2分の1をいう。）単位で取得できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、半日単位での取得ができないものとする。</u></p> <p>(1) <u>1日の所定労働時間が4時間以下の職員</u></p> <p>(2) <u>業務の性質又は実施体制に照らして半日単位の取得が困難であると認められる業務に従事する職員として労使協定で定められた職員</u></p>
528	10	<p>イ <u>介護休暇は1日未満の単位で取得することもできます。平成28年改正では、1日の所定労働時間が4時間を超える労働者のみ、半日（所定労働時間の2分の1）単位の取得が可能とされましたが、令和元年改正（令3・1・1施行）により、対象が全ての労働者へと拡大され、時間単位での取得が可能となりました（同法16条の5第2項、同法施行規則40条1項）。</u> (削除)</p>	<p>イ <u>平成28年改正（平29・1・1施行）により、1日の所定労働時間が4時間を超える者については、半日（所定労働時間の2分の1）単位の取得が可能となりました（育児・介護休業法16条の5第2項、同法施行規則39条、40条1項）。</u></p> <p><u>なお、過半数組合又は過半数代表者との書面による協定により、学校法人は、次の事項を定めることができます（同法施行規則40条2項）。</u></p> <p>① <u>書面による協定において定める単位で介護休暇を取得することができる職員の範囲</u></p> <p>② <u>介護休暇取得の単位となる時間数</u></p> <p>③ <u>介護休暇1日当たりの時間数</u></p>

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
528	10	<p><u>介護休暇1日の時間数は、1日の所定労働時間数となり、日によって所定労働時間が異なる場合は、1年間における1日平均所定労働時間数となります。なお、これらの時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げることとなります(同法施行規則40条2項)。</u></p> <p><u>例えば、1日の所定労働時間数が7時間30分の場合、時間単位で介護休暇を取得する場合は、「30分」という端数を切り上げて、8時間分の休暇で「1日分」となります。</u></p> <p>また、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、<u>1日未満単位</u>の介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する者については、労使協定により<u>1日未満単位</u>の取得申出を拒むことができます(同法16条の6第2項)。</p>	<p>また、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、<u>半日単位</u>の介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する者については、労使協定により<u>半日単位</u>の取得申出を拒むことができます(同法16条の6第2項)。</p>
538	表	<p>3 段目「<u>子の看護休暇</u>」右枠下段</p> <p>(※<u>1日未満単位</u>の取得のみ)</p> <p>③ <u>1日未満単位</u>でこの看護休暇を取得する・・・</p> <p>4 段目「<u>看護休暇</u>」右枠下段</p> <p>(※<u>1日未満単位</u>の取得のみ)</p> <p>③ <u>1日未満単位</u>で看護休暇を取得する・・・</p>	<p>(※<u>半日単位</u>の取得のみ)</p> <p>③ <u>半日単位</u>で子の看護休暇を取得する・・・</p> <p>(※<u>半日単位</u>の取得のみ)</p> <p>③ <u>半日単位</u>で看護休暇を取得する・・・</p>